

○熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例

平成13年10月2日

条例第24号

題名改称 平成20年7月2日条例第20号

改正 平成15年12月19日条例第21号

平成20年3月26日条例第12号

平成20年7月2日条例第20号

(題名改称)

平成25年12月20日条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車、原動機付自転車及び自動二輪車（以下「自転車等」という。）の駐車を容易にして市民の利便に資するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）の趣旨に基づき、熱海市が設置する自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平20条例20・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自動二輪車 法第3条に規定する自動二輪車（側車付ものを除く。）をいう。

(名称及び位置)

第3条 駐車場の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称	位置
熱海駅前自転車等駐車場	熱海市春日町
来の宮駅前自転車等駐車場	熱海市福道町
網代駅構内自転車等駐車場	熱海市下多賀

(平20条例20・一部改正)

(供用時間)

第4条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、市長が管理上必要と認めた場合は、供用時間を変更することができる。

(平20条例20・一部改正)

(車両制限)

第5条 駐車場に駐車することができる車両は、自転車等とする。

(平20条例20・一部改正)

(供用の休止等)

第6条 市長は、駐車場の補修その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

(平20条例20・全改)

(駐車の拒否)

第7条 市長は、駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、駐車を拒否することができる。

- (1) 発火性又は引火性の物品で、火災を発生のおそれがあると認められるものを積載しているとき。
- (2) 駐車場の施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 著しく悪臭を発生する物品を積載しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認めるとき。

(平20条例20・全改)

(損害賠償の義務)

第8条 利用者は、駐車場の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(平20条例20・全改)

(損害等の免責)

第9条 市長及び第11条に規定する指定管理者は、駐車場内における盗難若しくは破損又は車両の接触若しくは衝突によって生じた損害及び天災その他の不可抗力によって生じた損害について、その責めを負わない。

(平20条例20・全改)

(放置自転車等の措置)

第10条 市長は、駐車場内に放置されていると認めた自転車等があるときは、規則で定めるところにより当該自転車等を処分する旨の公示を行い、当該公示の日から60日間保管した後、処分することができる。

(平20条例20・全改)

(指定管理者による管理)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に第3条に規定する駐車場のうち熱海駅前自転車等駐車場（以下「有料駐車場」という。）の管理に関する業務を行わせるものとする。

2 前項の有料駐車場の管理に関する業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条ただし書の規定による供用時間の変更
- (2) 第6条の規定による供用の休止
- (3) 第7条の規定による駐車の拒否
- (4) 有料駐車場の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項第1号の供用時間の変更又は同項第2号の供用の休止をする場合には、市長の承認を受けなければならない。

(平20条例20・全改)

(指定管理者の指定の手續等)

第12条 指定管理者の指定の手續等については、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年熱海市条例第6号）の定めるところによる。

(平20条例20・全改)

(利用料金の納付)

第13条 有料駐車場を利用する者は、指定管理者に対し、別表に掲げる金額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定めた額の利用料金（地方自治法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(平20条例20・全改)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、市長が定める基準に該当すると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平20条例20・全改)

(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平20条例20・全改)

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により、料金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平20条例20・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成13年12月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、平成14年1月7日から施行する。

(平25条例31・旧附則・一部改正)

2 市長は、新たに第11条第1項の規定により指定を行った場合は、当該指定に係る指定管理者が第11条第2項に掲げる業務を開始する前においても、第13条第1項の規定による承認を行うことができる。

(平25条例31・追加)

附 則 (平成15年条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の熱海市自転車等駐車場条例の規定により既に発行した定期駐車券の額は、改正後の熱海市自転車等駐車場条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成20年条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例(以下「新条例」という。)第11条第1項に規定する有料駐車場に係る同項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、熱海市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年熱海市条例第6号)の規定の例により行うことができる。

3 前項の規定に基づいて行う新条例第11条第1項の規定による指定に係る指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の指定管理者をいう。以下同じ。)についての新条例第13条第1項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、新条例別表に定める額の範囲内で行うことができる。

(経過措置)

4 この条例の施行前に改正前の熱海市自転車等駐車場条例(以下「旧条例」という。)第8条の規定により市長が発行した回数駐車券及び定期駐車券(この条例の施行後において有効なものに限る。)に係る旧条例第9条第1項に規定する駐車料金の納付があった者については、新条例第13条第1項の規定により指定管理者に対して利用料金(法第244条の2第8項の利用料金をいう。)の納付があった者とみなす。

5 市長は、新たに新条例第11条第1項の規定による指定を行った場合において、当該指定に係る指定管理者が同項に規定する有料駐車場について行う同条第2項に規定する業務を開始する前においても、新条例第13条第1項の規定による承認を行うことができる。

附 則 (平成25年条例第31号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例附則の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

2 熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例第13条第1項及び熱海市都市公園条例第28条第2項に規定する承認は、この条例施行の前においても、改正後の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表及び改正後の熱海市都市公園条例別表第6の2の項に定める額の範囲内で行うことができる。

3 この条例の施行の際現に改正前の熱海市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例別表に規定する回数駐車及び定期駐車の利用料金を納付した者については、なお従前の例により利用することができる。

別表（第13条関係）

（平20条例20・旧別表第1・全改、平25条例31・一部改正）

車両区分	駐車区分		利用料金		
			一般	学生	
自転車	1回駐車		100円		
	定期駐車	1箇月	1,540円	1,020円	
		3箇月	4,110円	2,770円	
		6箇月	8,220円	5,550円	
原動機付自転車 及び自動二輪車	1回駐車		200円		
	回数駐車	14回	2,050円	2,050円	
		定期駐車	1箇月	2,570円	1,740円
			3箇月	6,890円	4,730円
	6箇月		1万3,780円	9,460円	

備考

- 「1回駐車」とは、当該日の午前6時から午後9時までの間における入場から出場までの1回の駐車をいう。この場合において、当該出場が当該日の翌日の午前6時から正午までとなる場合についても、1回の駐車とみなす。
- 1箇月の単位は、その月の初日から始まり、その月の末日をもって終わる。
- 「学生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条に規定する各種学校に在学している者及びこれに準ずる者をいい、「一般」とは、学生以外の者をいう。